

問題  
解決へと  
導く

# 土地区画 整理手法 7つの魅力

生産緑地の問題を  
解決する一歩が  
「土地区画整理手法」です。

建設コンサルタントだからこそ提案できるのが「土地区画整理手法」です。土地区画整理手法は「生産緑地を継続したままで土地の整理（整備）が行える」という特徴から、注目が集まっている手法なのです。生産緑地を継続する方、いずれ解除する予定の方の双方にとって多くのメリットが生まれます。簡易検討から事業終了までの、「オオバならではの区画整理ワンストップサービス」。是非、ご検討ください。

## ◎土地提供により費用をかけずに実施可能

一部の土地を提供することで、区画整理にかかる費用をまかなえます。

## ◎地権者1名からでもOK

区画整理は、1名からでも実施できます。

## ◎生産緑地のみでもOK

市街化農地全体はもちろん、生産緑地区域のみでの実施も可能です。

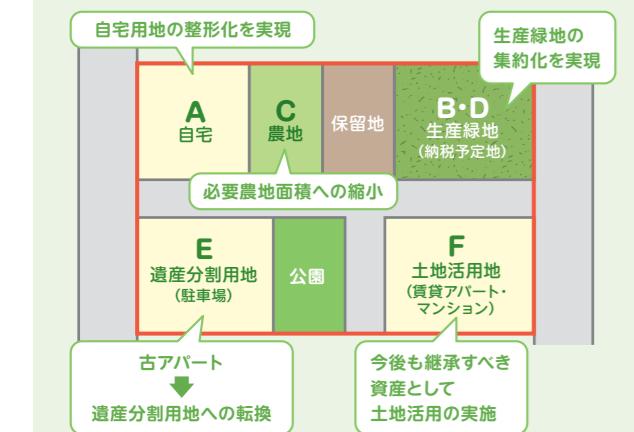
## ◎相続税猶予を受けたまま

相続税猶予を受けたまでも、区画整理が行えます。

### 【解決提案 01】



### 【区画整理後(解決)】



## ◎優良資産化と相続対策の事前実施

インフラ整備により営農環境の改善、将来の遺産分割、売却・物納が容易になります。

## ◎生産緑地が、集約・整理できる

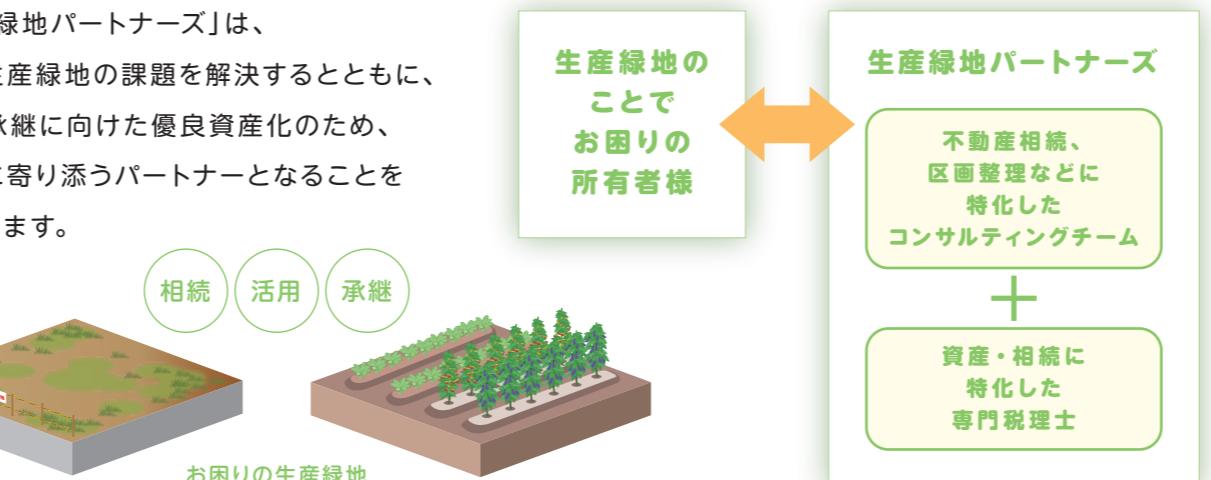
点在する生産緑地を集約したり、敷地の整形化が実現できます。

## ◎土地利用の整理区分が可能

換地手法により宅地・宅地化農地・生産緑地など土地利用の整理区分ができます。

## 生産緑地のお悩みは 「生産緑地パートナーズ」へ。

私たち「生産緑地パートナーズ」は、  
今お持ちの生産緑地の課題を解決するとともに、  
将来の資産承継に向けた優良資産化のため、  
お客様に常に寄り添うパートナーとなることを  
お約束いたします。



## 生産緑地パートナーズ ～相続・活用・承継対策の専門家～

### 生産緑地診断もできるwebサイトを公開中。

「生産緑地パートナーズ」の特設サイトでは、生産緑地コンサルティングサービスの詳細内容がご覧いただけるほか、5分できる生産緑地診断など豊富なコンテンツをご用意。私たちのことをもっと知りたい方は、パソコンまたはスマートフォンからアクセスしてください。



### まちづくりの建設コンサルタント

## 株式会社 オオバ

URBAN DEVELOPMENT & CIVIL ENGINEERING, CONSULTANTS  
SINCE 1922

## 事業ソリューション部

〒101-0054  
東京都千代田区神田錦町3丁目7-1 興和一橋ビル

ご相談は オオバに  
**0800-777-0082** E-mail: [seisan-r@k-ohba.co.jp](mailto:seisan-r@k-ohba.co.jp)  
<http://www.k-ohba.co.jp/> FAX. 03-5931-5870

### 「まちづくりのソリューション企業」を目指して

近年の社会経済情勢の変化を受けて、まちづくりに対するニーズは安全で美しいまちづくり、既成市街地の再生、地球環境の保全、既存施設の更新・維持管理などに重点が置かれるようになりました。私たちオオバは、このようなニーズに対応すべく、まちづくりに貢献する技術者団体として「まちづくりのソリューション企業」を目指しております。創業から90余年を迎え、豊富な実績を活かして、豊かな未来を築き上げていきたいと願っております。

※「土地区画整理手法」の実施には専門家による充分な調査と企画が必要になります。

区画整理の事業可能性について簡易検討が可能です。お気軽にご相談ください。

# 今から備える 生産緑地対策



先代から受け継いだ生産緑地のこと、  
私たちと一緒に考えていきませんか。



生産緑地パートナーズ  
～相続・活用・承継対策の専門家～

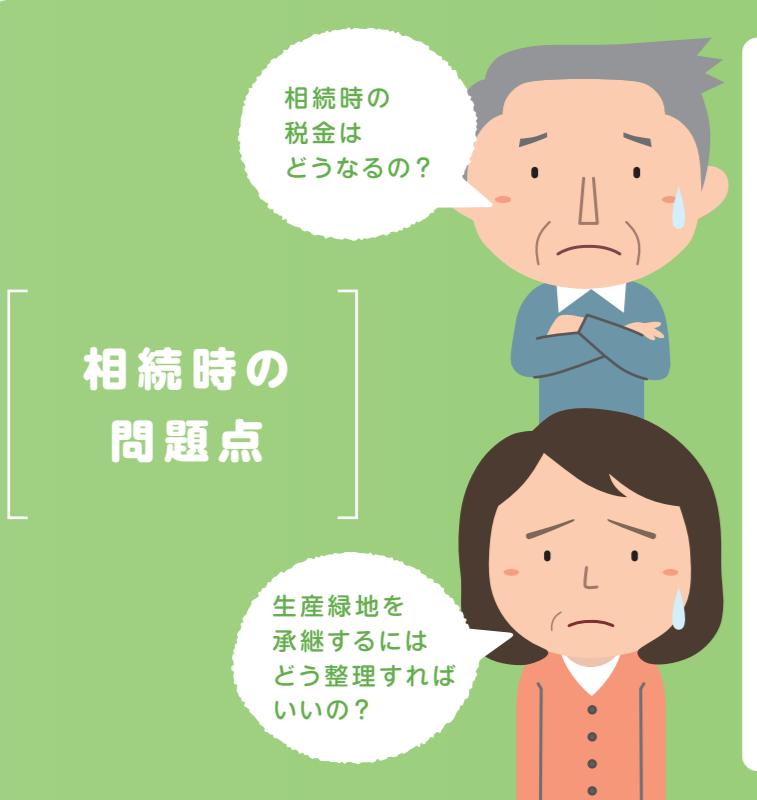
# 生産緑地にまつわる問題と、その解決。

生産緑地は、後継者がいて営農収支も合っている方には非常に便利な制度です。一方で、後継者がいなく、今後営農が継続できない場合は、相続時に様々な問題が発生することが想定されます。先代から受け継いできた大切な農地。時代が変わりはじめている今だからこそ、しっかり見つめ直す時期かもしれません。



| 農業を継続すれば…   | 農業継続しない、解除を視野に入れると…  |
|---|--|
| <p><b>①固定資産税の軽減</b><br/>宅地と比較して数百分の1の税額になります。<br/>※農業委員会による営農利用状況調査あり</p> <p><b>②相続税納税猶予制度が利用できる</b><br/>生産緑地の評価額のほとんどが猶予されます。<br/>※終身営農が条件</p> | <p><b>③相続時は</b><br/><b>宅地並みの評価になる</b><br/>指定から30年経過時<br/>または相続時の2回のみです。</p> <p><b>④さかのぼり課税が発生する</b><br/>営農をやめてしまうと<br/>納税猶予が打ち切られ、<br/>過去にさかのぼって課税されます。<br/>※納税猶予制度を利用している場合</p> |

継続・解除にもメリット  
やデメリットが存在。それ  
を踏まえて子や孫の世代  
まで視野に入れた生産緑  
地の資産承継を考えてみ  
ませんか？



生産緑地の事前相続対策  
ができるのも今だからこ  
そ。早いうちから、私たち  
といっしょに考えていき  
ませんか？

解決へ導く  
3つの  
ステップ

誰に相談したらいいのか、わからない…。  
そんなときは「生産緑地パートナーズ」へ。

私たち「生産緑地パートナーズ」は、まちづくり総合建設コンサルタントの株式会社オオバが結成した、生産緑地の相続・活用・承継対策の専門家集団です。これまでの経験と実績をもとに、お客様のお悩みを解決いたします。

相続税ってどのくらいかかるの?  
今からできる相続・活用対策は?

